



ひとにやさしい駐車場利用証制度 ご案内

岩手県では、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図るため、「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行しています。車いす用の駐車区画を利用される方には、利用証を自動車に掲示いただいています。

車いす用の駐車区画の 利用対象の方は？

下記に該当し、**車いす用の駐車場を必要とする方**です。
(自動車を運転されない方も、下記に該当される方は含みます。)

○障害者手帳を受けられている方

※一部対象外となることがあります。裏面欄外をご覧くださいか、お問い合わせください。

○介護保険で要介護1以上の認定を受けられている方

○出産予定日前後12週の妊産婦の方

○難病のため特定疾患医療を受けられている方

○けが等で歩行困難の旨医師診断を受けられている方



←利用証
(自動車車内のルームミール等見えやすい場所に掲示します。)



利用証をお持ちの方の優先駐車場の表示です→

利用証申請書が裏面についています。お近くの下記窓口にお持ちいただくか、郵送またはFAXによりお申込みください。

※詳細はホームページで「岩手県 ひとにやさしい駐車場利用証」で検索してください。

	(電話番号)	(FAX番号)	担当地域
盛岡広域振興局保健福祉環境部 住所等：〒020-0023 盛岡市内丸11-1	019-629-6565	019-629-6594	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町
県南広域振興局保健福祉環境部 住所等：〒023-0053 奥州市水沢区大手町5-5	0197-22-2831	0197-25-4106	奥州市、金ヶ崎町
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター 住所等：〒025-0075 花巻市花城町1-41	0198-22-4921	0198-24-9240	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター北上分室 住所等：〒024-8520 北上市芳町2-8	0197-65-2732	0197-65-2496	(北上市、西和賀町に係る申請受付)
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター遠野市駐在 住所等：〒028-0525 遠野市六日町1-22	0198-62-9935	0198-62-9663	(遠野市に係る申請受付)
県南広域振興局一関保健福祉環境センター 住所等：〒021-8503 一関市竹山町7-5	0191-26-1415	0191-26-3565	一関市、平泉町、藤沢町
県南広域振興局一関保健福祉環境センター千厩駐在 住所等：〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方85-2	0191-52-4902	0191-52-3590	(一関市のうち旧東磐井郡の町村部及び藤沢町に係る申請受付)
沿岸広域振興局保健福祉環境部 住所等：〒026-0043 釜石市新町6-50	0193-25-2702	0193-25-2294	釜石市、大槌町
沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター 住所等：〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9913	0192-27-4197	大船渡市、陸前高田市、住田町
沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター 住所等：〒027-0072 宮古市五月町1-20	0193-64-2213	0193-63-5602	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域振興局保健福祉環境部 住所等：〒028-8042 久慈市八日町1-1	0194-53-4982	0194-52-3919	久慈市、普代村、洋野町、野田村
県北広域振興局二戸保健福祉環境センター 住所等：〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3	0195-23-9202	0195-23-6432	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

お問い合わせ：県庁地域福祉課 電話019-629-5423(直通)

ひとにやさしい駐車場利用証 交付申請書

年 月 日

岩 手 県 知 事 様

(利用証を使用する本人(児童の場合は保護者)の方をご記入ください)
住 所 〒申請者 氏 名 (ふりがな)
生年月日
電話番号使用者が児童の場合の児童氏名 (ふりがな)
(利用証を使用する本人以外の方が手続きされる場合にご記入ください)
住 所 〒代理人 氏 名
電話番号

本人との関係

ひとにやさしい駐車場利用証(以下、「利用証」といいます)について、下記事項の全てに同意のうえ、利用証を申請します。(各文末のすべての□にチェックしてください。わからない部分については必ず係員に確認願います。)

記

- 1 私は歩行困難等があり、一般の駐車場の利用に制約があることに相違ありません。 □
- 2 添付書類(※注記参照)の不備、添付漏れ等があった場合、私は県が当該書類の発行機関等に対し照会を行うことに同意します。 □
- 3 私は、本制度が車いす使用者用駐車区画等の利用の保証を行う制度ではないことを理解し、当該区画に空きがある場合に利用できるものであることに同意します。 □
- 4 利用証は、他人への貸与、譲渡等をしません。 □
- 5 一般の駐車場の利用に制約がなくなったときは、利用証を返還します。 □

歩行困難等を証明する書類	該当する項目の□にチェックを入れてください。 身体障害者手帳 □ 療育手帳 □ 精神保健福祉手帳 □ 介護保険被保険者証 □ 特定疾患医療受給者証 □ 母子健康手帳 □ 医師診断書と身分証明書 □
利用証を使用する方の運転免許有無	該当する項目の□にチェックを入れてください。 あり □ なし □
備 考	

※注 対象者であることを証明する下記の添付書類が必要です。

- ・身体障がい者 身体障害者手帳(住所、氏名、生年月日、下表の障がい種別及び等級が記された部分の写し)

視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹不自由	非進行性脳病変		各種の内部機能障害
						上肢機能	下肢機能	
4級以上	3級以上	5級以上	2級以上	6級以上	5級以上	2級以上	6級以上	4級以上

- ・妊 産 婦 母子健康手帳(住所、氏名、生年月日、出産予定日が記された部分の写し)

※出産予定日前後12週が利用期間です。

- ・高 齢 者 介護保険被保険者証(住所、氏名、生年月日、要介護1以上の区分が記された部分の写し)
- ・難 病 患 者 特定疾患医療受給者証(住所、氏名、生年月日が記された部分の写し)
- ・知的障がい者 療育手帳(住所、氏名、生年月日、障がい等級Aが記された部分の写し)
- ・精神障がい者 精神保健福祉手帳(住所、氏名、生年月日、障がい等級1級が記された部分の写し)
- ・上記以外のけが等の方 身分証明書(本人確認書類の写し)及び6か月以内に発行を受けた歩行困難についての医師診断書

※ ご本人以外が窓口に来られる場合は、運転免許証等身分を証明するものをご持参ください。

交付番号	有効期間	年 月 日～	年 月 日
同意事項及び挙証資料発行台帳等			
確認者職氏名	職	氏名	印